

議案第108号

仮称新宿町1丁目広場整備事業用地の取得について（再議）

1 再議に付す趣旨

令和5年川越市議会第4回定例会「議案第67号 仮称新宿町1丁目広場整備事業用地の取得について」に係る議会の議決は、法令に違反すると認められるため、地方自治法第176条第4項の規定によりこれを再議に付すこととしようとするものです。

2 再議に付す理由

1に記載の議案における財産の取得は契約の相手方を川越市土地開発公社とし、当該公社の理事又は監事の職にある議員らは地方自治法第117条の規定により当該議案の議事に参与することができないところ、当該議案は、当該議員らが除斥されることなく審議され、令和5年9月28日に議決されたため。